

国有財産法施行令第十二条の三第一号の規定に基づき、同号の財務大臣の指定する法人を定める告示

昭和四十八年七月二十七日大蔵省告示第百八号

改正 平成十二年十一月二十七日大蔵省告示第三百四十一号
同 十五年 四月 一日財務省告示第 百八十七号
同 十八年十二月二十二日同 告示第四百七十九号

国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）第十二条の三第一号の規定に基づき、同号の財務大臣の指定するものを次のように定める。

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）別表の名称の欄に掲げる法人（国において出資しているものに限る。）